



市民と共に  
未来広げる  
福祉の輪

社会福祉法人 田原市社会福祉協議会

# 平成29年度社協会費 にご協力をお願いします

## 社会福祉協議会とは

『社会福祉』を、市民で『協議』する場所です。

法的には、社会福祉法の第109条に基づいて地域福祉の推進を図ることを目的に組織されています。

地域福祉とは、地域の生活全般の問題を、その地域に住んでいる人たち自身で解決することです。

社会福祉協議会の目的についてわかりやすく言えば「地域で起きている生活全般の問題を、その地域で住んでいる人たちが解決する」ことができるように、住民・行政・市民団体・関係者・各種資源の連絡調整を行うことです。

わたしたちがいつまでも、健康で、しあわせな生活がおくれるように、田原市社会福祉協議会は活動しています。

## 会員制度が目指すものとは

この会員会費は、地域福祉を推進する団体としての田原市社協を「経済的」に支えるという「募金」あるいは「寄附金」的な要素が強く、会費を納める行為そのものは、強制ではなく、スポーツチームなどを支えるファンクラブに似ています。

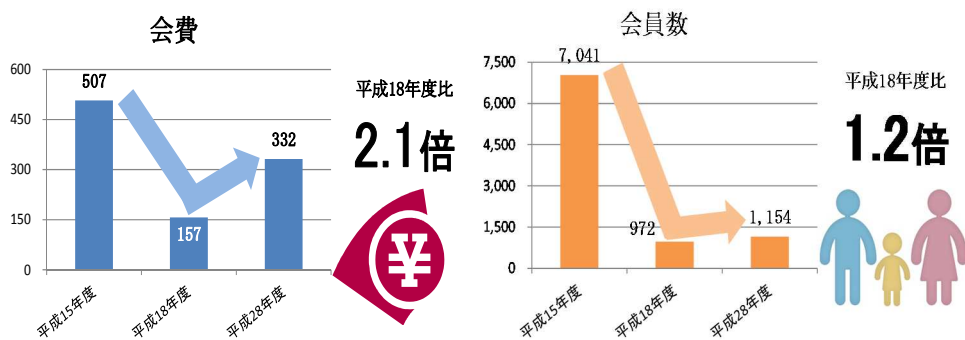
会員となることを通して、地域福祉の推進や田原市社協が実施する事業に間接的であれ、参加することにも繋がることから、この会員制度は、賛助会員の性格を有していると言えます。

田原市社協では非会員を含む全ての田原市民を対象に、かつ、平等に各種福祉サービスを提供してきました。ゆえに、一部会員からは、会員になるメリットがないといった声も聞かれます。

今後は、地域コミュニティに当該地域でご協力いただいた社協会費を、人（社協職員）とノウハウをセットにして還元できる仕組みの構築を目指していきます。

会員	会費	H28 会費額	H28 会員数
一般会員(個人)	1口 1,000円以上	1,025,000円	916件
特別会員(法人、自治会、団体等)	1口 2,000円以上	2,303,531円	238件
計		3,328,531円	1,154件

(平成29年3月末現在)



社会福祉法人 **田原市社会福祉協議会**

(会費のことは、総務課総務企画係まで)

住所 田原市赤石二丁目2番地 (田原福祉センター内)

電話 0531(23)0610 FAX 0531(23)3970

<http://tahara-shakyo.or.jp/index.htm>

電子メール [info@tahara-shakyo.or.jp](mailto:info@tahara-shakyo.or.jp)